

秋選管告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成27年12月25日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

資金管理団体の 取消しの届出を した者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
富 樫 博 之	衆議院議員	樫の会	秋田市仁井田新田三丁目13-20	富 樫 博 之	平成27年9月16日